

# 第14回定時株主総会招集ご通知に際しての 電子提供措置事項

## 事業報告

業務の適正を確保するための  
体制及び当該体制の運用状況

## 連結計算書類

連結株主資本等変動計算書  
連 結 注 記 表

## 計算書類

株主資本等変動計算書  
個 別 注 記 表

(2023年1月1日から2023年12月31日まで)

株式会社 T. S. I

上記事項につきましては、法令及び当社定款第15条第2項の規定に基づき、書面交付請求をいただいた株主様に対して交付する書面（本株主総会におきましては、書面交付請求をいただいていない株主様にも同書面を送付いたします。）には記載しておりません。

## 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

### (1) 業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要は以下のとおりであります。

#### ① 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- イ. 取締役及び使用人が、法令、定款及び社内諸規則並びに社会倫理を遵守するための規範として「コンプライアンス規程」、「リスク・コンプライアンス委員会規程」を制定し、全取締役、全監査役及び使用人に周知するとともに、監査役監査の実施にあたって、「監査役監査基準」とともに準拠すべき規範とします。
- ロ. 取締役会は、「取締役会規程」、「職務権限規程(職務権限明細表)」、「業務分掌規程」等の職務の執行に関する社内規程を整備し、従業員は定められた社内規程に従い業務を執行します。
- ハ. コンプライアンスの状況について、代表取締役社長及び代表取締役社長より指名されたリスク・コンプライアンス委員、各部門のリスク担当者が、リスク・コンプライアンス委員会等を通じて他の取締役及び監査役に対し報告を行います。リスク担当者又はリスク・コンプライアンス委員は、部門固有のコンプライアンス上の課題を認識し、法令遵守体制の整備及び推進に努めます。
- ニ. リスク・コンプライアンスに関する教育研修を適宜開催するとともに、当社における業務執行・判断は常にコンプライアンス意識を保持したうえで行うべきことを常に意識するよう徹底します。
- ホ. 代表取締役社長直轄の内部監査室を設置し、各部門の職務執行及びコンプライアンスの状況等について定期的に監査を実施し、その結果及び評価を代表取締役社長及び監査役に報告します。また、社内発生する法令違反や、法解釈上疑義のある行為等についての情報収集体制として内部通報制度を構築し、社長室を内部相談窓口、社外の弁護士を外部相談窓口として設置します。社外からの通報についても、社長室を窓口として定め、適切に対応します。

#### ② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- イ. 取締役の職務の執行に係る議事録、記録文書、稟議書、その他の重要な情報については、法令及び「文書管理規程」「稟議規程」等に基づき、適切に保存及び管理します。
- ロ. 取締役及び監査役は、必要に応じてこれらの文書等を閲覧できるものとします。

③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- イ. 取締役会は、コンプライアンス、個人情報その他の情報管理、セキュリティ及びシステムトラブル等の様々なリスクに対処するため、社内規程を整備し、定期的に見直すものとします。
- ロ. 「リスク・コンプライアンス委員会規程」にて日常的リスク管理体制及び緊急時のリスク対応の方針及び手順を定めます。具体的には、リスク管理に関する総括責任者を代表取締役社長とし、リスク・コンプライアンス委員会においてリスク管理の方針、発生時の対応、それらに対する役員及び従業員への周知について協議します。また取締役管理部長がリスク・コンプライアンス委員会の決定及び総括責任者の指示の下、リスク情報の収集・管理及び対応を行うこととし、全社的に対応又は共有すべきリスク情報について各部門責任者より取締役管理部長及び監査役に対し報告を行います。

各部門固有のリスクへの対応に対しては、それぞれの部門にて、研修の実施、対応フロー（マニュアル）の作成・配布及びOJT等を行うものとします。

組織横断的リスクの監視及び全社的対応は管理部が行うものとし、緊急時には、代表取締役社長指揮下の対策本部を設置し、必要に応じて法律顧問等の外部専門機関とともに迅速かつ確かな対応を行い、損害拡大を防止する体制を整えます。
- ハ. 内部監査室は、必要に応じて各部門のリスク管理状況を監査し、その結果を代表取締役社長に報告するものとします。また、取締役会及びリスク・コンプライアンス委員会において定期的にリスク管理体制を見直し、問題点の把握と改善に努めます。

④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- イ. 取締役会は月に1回定期的に、又は必要に応じて臨時取締役会を開催し、法令に定められた事項のほか、経営理念、経営方針、中期経営計画及び年次予算を含めた経営目標の策定及び業務執行の監督等を行います。各部門においては、その目標達成に向けた自部門の行動計画の具体策を立案・実行します。
- ロ. 各部門長は、代表取締役社長の指示の下、取締役会決議及び社内規程等に基づき自己の職務を執行します。
- ハ. 各部門においては、「職務権限規程」及び「業務分掌規程」に基づき権限及び責任範囲の明確化を図ることで、迅速かつ効率的に職務を執行します。

⑤ 当社並びに親会社及び子会社から成る企業グループにおける業務の適正を確保するための体制

- イ. 子会社の経営については「関係会社管理規程」に基づき、当社に対し事業内容の定期的な報告を行い、重要案件については事前協議等を行います。
- ロ. 子会社の管理は管理部が行うものとし、必要に応じて当社の取締役もしくは使用人が子会社の取締役もしくは監査役を兼任し、又は、当社の監査役が子会社の監査役を兼任するものとし、取締役は当該子会社の業務執行状況を監視・監督し、監査役は当該子会社取締役の職務執行を監査します。
- ハ. 当社の監査役及び内部監査室は、子会社の監査役や管理部門と連携し、子会社の業務執行状況の監査や指導を行うものとし、当社代表取締役社長は内部監査室からの報告に基づき、又は、当社及び子会社の監査役からの指示に基づき、必要に応じて子会社に対して業務執行状況についての必要な指導・改善指示を行うものとし、

⑥ 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

監査役は、代表取締役社長に対して、自らの監査業務を補助すべき使用人を指名することができます。

⑦ 上記⑥の使用人の取締役からの独立性に関する事項及び当該使用人に対する監査役の指示の実効性の確保に関する事項

- イ. 監査役は、その職務を補助すべき使用人はその職務に関して、原則として取締役及び部門長の指揮命令を受けないものとし、
- ロ. 当該使用人の人事異動及び人事考課については、監査役と取締役との協議によって定め、

⑧ 監査役への報告に関する体制

- イ. 監査役は、重要な意思決定のプロセスや業務の執行状況を把握するため、取締役会等の重要な会議に出席し、必要に応じて稟議書等の重要な文書を閲覧し、取締役及び使用人に説明を求めることができるとし、
- ロ. 取締役及び使用人は、監査役に対して、法定の事項に加え、業務又は業績に重大な影響を与える事項、内部監査の実施状況、内部通報制度による通報状況及びその内容の報告その他監査役が監査を実施するために必要な情報を収集できる体制を整備し、監査役の情報

収集・交換が適切に行えるよう協力します。

ハ. 取締役及び使用人は、監査役からその職務執行に関する事項の報告を求められた場合には、速やかに報告しなければならないこととします。

⑨ 上記⑧の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

上記⑧の報告をした者が、当該報告をしたことを理由に不利な取扱いを受けないよう「内部通報規程」に基づき、当該報告者を適切に保護しております。

⑩ 監査役の職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

監査役の職務の執行について生ずる費用又は債務の処理については、監査役の請求等に従い円滑に行い得る体制としております。

⑪ その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

イ. 監査役は取締役会へ出席し、必要な場合には意見を述べるものとします。また、社長定例報告会やその他の重要な会議に出席し、法令及び定款・社内諸規則並びに企業倫理・コンプライアンスの観点から必要な意見を述べなければならないものとします。

ロ. 取締役及び使用人は、法令又は定款に違反する事実、会社に著しい損害を与えるおそれのある事実を発見した場合は、速やかに監査役に報告するものとします。

ハ. 監査役は、内部監査室及び会計監査人と連携を図り情報交換を行い、必要に応じて内部監査室又は会計監査人による監査に立ち会うものとします。

二. 監査役は、法律上の判断を必要とする場合は、随時法律顧問に専門的な立場からの助言を受け、会計監査業務については、会計監査人に意見を求めるなど必要な連携をとることとします。

## (2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は、以下のとおりであります。

当社では、上記に掲げた業務の適正を確保するため、定例取締役会及び定例監査役会を毎月開催するとともに、必要に応じて臨時取締役会及び臨時監査役会を開催し、取締役の職務執行の監督・監査を行っております。また、日常的な統制活動として内部監査室による業務監査が、概ね全拠点に対して実施され、日常業務の適正性の確保が図られています。

取締役会は、社外取締役2名を含む7名で構成されており、当事業年度は15回開催されまし

た。取締役会では、各取締役の職務の執行状況が報告されるとともに、経営上の重要事項について協議及び意思決定がなされております。また、全ての監査役が当事業年度に開催された取締役会全てに出席し、取締役の職務執行及び意思決定に関し、必要に応じて意見を述べております。

当社は2020年3月より監査役会設置会社となっており、監査役会の構成員3名は全て社外監査役であります。当事業年度において監査役会は14回開催され、全監査役がその全てに出席しております。監査役会では常勤監査役が監査計画に基づき実施した監査について説明を行い、その内容及び結果について協議し、業務の適法性確保の観点から協議・意見交換を行っております。

内部監査室は、内部監査計画に基づき全ての拠点について内部監査を実施し、その結果を代表取締役へ報告するとともに監査役及び会計監査人とも情報交換を行い、監査の有効性と効率性向上を図っております。

## 連結株主資本等変動計算書

(2023年1月1日から)  
(2023年12月31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本					純 資 産 合 計
	資 本 金	資 本 剰 余 金	利 益 剰 余 金	自 己 株 式	株 主 資 本 合 計	
当 期 首 残 高	374,200	276,000	434,707	△128	1,084,778	1,084,778
当 期 変 動 額						
新 株 の 発 行	3,978	3,978			7,956	7,956
親会社株主に帰属する 当 期 純 利 益			126,668		126,668	126,668
自己株式の取得				△27,694	△27,694	△27,694
当 期 変 動 額 合 計	3,978	3,978	126,668	△27,694	106,929	106,929
当 期 末 残 高	378,178	279,978	561,375	△27,823	1,191,708	1,191,708

(注) 金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

## 連結注記表

### 1. 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等

#### (1) 連結の範囲に関する事項

##### ① 連結子会社の状況

- イ. 連結子会社の数                      1社
- ロ. 主要な連結子会社の名称      株式会社北山住宅販売

##### ② 非連結子会社の状況

非連結子会社及び関連会社はありません。

#### (2) 持分法の適用に関する事項

該当事項はありません。

#### (3) 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社の事業年度の末日は、連結決算日と一致しております。

#### (4) 会計方針に関する事項

##### ① 重要な資産の評価基準及び評価方法

##### イ. 有価証券

    その他有価証券

    市場価格のない株式等              移動平均法による原価法を採用しております。

##### ロ. 棚卸資産

    販売用不動産及び未成工事支出金

    個別法による原価法（収益性の低下による簿価切り下げの方法）を採用しております。



② 重要な減価償却資産の減価償却の方法

イ. 有形固定資産（リース資産を除く）

定率法を採用しております。

ただし、1998年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物の減価償却方法については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物及び構築物            6～30年

ロ. 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づいております。

③ 重要な引当金の計上基準

イ. 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

ロ. 賞与引当金

従業員の賞与の支給に備えるため、支給見込額の当連結会計年度負担額を計上しております。

#### ④ 収益及び費用の計上基準

当社及び連結子会社の顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下のとおりであります。

##### イ. 介護事業

介護事業においては、介護サービスの提供及びサービス付き高齢者向け住宅の運営等高齢者向けサービスの提供を行っております。サービス提供時点で履行義務が充足され、当該履行義務を充足した時点で収益を認識しております。

##### ロ. 不動産事業

不動産事業においては、主にサービス付き高齢者向け住宅の設計・建築及び不動産の販売を行っております。

当該請負工事契約については、当社グループの義務の履行により資産が創出され又は増価し、資産の創出又は増価につれて顧客が当該資産を支配することから、当該履行義務は一定期間にわたり充足される履行義務であり、契約期間にわたる工事の進捗に応じて充足されるため、工事の進捗度に応じて収益を計上しております。履行義務の充足に係る進捗度の見積りの方法は、工事原価総額に対する発生原価の割合（インプット法）で算出しております。

なお、契約の初期段階において、履行義務の充足に係る進捗度を合理的に見積もることができないが、発生する費用を回収することが見込まれる場合は、原価回収基準にて収益を認識しております。

また、請負工事契約について、契約における取引開始日から完全に履行義務を充足すると見込まれる時点までの期間がごく短い場合には、一定の期間にわたり収益を認識せず、完全に履行義務を充足した時点で収益を認識しております。

設計契約については、建築物に係る設計及び建築確認済証の取得を行う義務を負っております。当該履行義務は、設計業務が完了し、所轄の地方自治体又は指定確認検査機関より建築確認済証を取得する一時点で充足されるものであり、当該建築確認済証を取得した時点において収益を計上しております。

不動産の販売については、顧客との不動産売買契約に基づき当該物件の引渡を行う義務を負っております。当該履行義務は物件が引き渡される一時点で充足されるものであり、当該引渡時点において収益を計上しております。

#### ⑤ その他連結計算書類の作成のための重要な事項

##### 消費税等の会計処理

控除対象外消費税等については、当連結会計年度の期間費用として処理しております。ただし、固定資産に係る控除対象外消費税等は投資その他の資産の「その他」に計上し定額法（5年）により償却を行っております。

## 2. 会計方針の変更に関する注記

(時価の算定に関する会計基準の適用指針の適用)

「時価の算定に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第31号 2021年6月17日。以下「時価算定会計基準適用指針」という。)を当連結会計年度の期首から適用し、時価算定会計基準適用指針第27-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準適用指針が定める新たな会計方針を将来にわたって適用することといたしました。これによる連結計算書類に与える影響はありません。

### 3. 会計上の見積りに関する注記

(1) 一定の期間にわたり充足される履行義務について認識した収益

① 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

一定の期間にわたり収益を認識する完成工事高 275,202千円

② 連結計算書類利用者の理解に資するその他の情報

イ. 算出方法

当社グループは履行義務の充足に係る進捗度の見積方法としてインプット法を採用しております。その適用にあたって、工事原価総額を基礎として、当連結会計年度末までの発生原価に応じた履行義務の充足に係る進捗度を見積り、これに工事収益総額を乗じて完成工事高を算定しております。

ロ. 主要な仮定

履行義務の充足に係る進捗度の計算に用いる工事原価総額が主要な仮定に該当すると判断しております。工事原価総額のうち、主要な工事原価である建築外注費は、資材価格及び人件費相場の影響を大きく受けます。建築外注費について、想定建築工数に基づき、見積書や発注書等で確定した工事原価を、確定しない工事原価については過去の類似の工事実績に基づく実績を考慮して設定しております。これらの見積り及びその基礎となる仮定は継続して見直しを行っております。

ハ. 翌連結会計年度の連結計算書類に与える影響

主要な仮定である工事原価総額の建築外注費は、資材価格及び人件費相場などにより不確実性があるため、現時点の見積りから乖離した場合、翌連結会計年度における連結計算書類に重要な影響を与える可能性があります。

(2) 繰延税金資産の回収可能性

① 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

繰延税金資産 17,758千円

繰延税金負債との相殺前の金額は38,062千円であります。

② 連結計算書類利用者の理解に資するその他の情報

イ. 算出方法

繰延税金資産は、「繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第26号）に定める企業の分類の判断及び将来減算一時差異等のスケジューリング等に基づき回収可能と判断される範囲内で計上しております。特に当連結会計年度末において、当社は近い将来に経営環境に著しい変化が見込まれないかどうかを事業計画に基づき判断しております。

ロ. 主要な仮定

主要な仮定の基礎は、取締役会で承認された事業計画としております。介護事業では、過去実績をもとに算出した各拠点の稼働率及び利用平均単価により算定された売上高を主要な仮定としております。不動産事業では、翌期については期末時点で確定的な案件、翌々期以降は過年度の受注状況により算定された受注見込高と、過去実績に基づく工事利益率を主要な仮定としております。

ハ. 翌連結会計年度の連結計算書類に与える影響

主要な仮定である介護事業における各拠点の稼働率、平均単価、不動産事業における受注見込高、工事利益率には不確実性があるため、将来の経済状況の変動などにより、現時点の見積りから乖離した場合、翌連結会計年度における連結計算書類に重要な影響を与える可能性があります。

#### 4. 連結貸借対照表に関する注記

##### (1) 担保資産及び担保付債務

① 担保に供している資産は、次のとおりであります。

建	物	908,079千円
土	地	374,372
計		1,282,452

② 担保付債務は、次のとおりであります。

短期借入金	491,270千円
長期借入金 (1年内返済予定の長期借入金を含む)	1,178,925
計	1,670,195

(2) 有形固定資産の減価償却累計額 332,498千円

#### 5. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 当連結会計年度の末日における発行済株式の種類及び総数

普通株式 1,533,100株

(2) 剰余金の配当に関する事項

該当事項はありません。

(3) 当連結会計年度の末日における株式引受権に係る株式の数

該当事項はありません。

(4) 当連結会計年度の末日における新株予約権（権利行使期間の初日が到来していないものを除く。）の目的となる株式の種類及び数

該当事項はありません。

## 6. 金融商品に関する注記

### (1) 金融商品の状況に関する事項

#### ① 金融商品に対する取組方針

当社グループは、資金運用については短期的な預金等に限定し、また資金調達については銀行等金融機関からの借入によっております。デリバティブ取引は行っておりません。

#### ② 金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク

営業債権である売掛金及び未収入金は、1年内の回収予定であり、顧客の信用リスクに晒されております。

営業債務である工事未払金、買掛金及び未払法人税等は、1年内の支払期日であります。

短期借入金及び長期借入金（1年内返済予定の長期借入金含む）は、営業及び設備投資に係る資金調達を目的としたものであり、このうち一部は金利の流動性リスクに晒されております。

#### ③ 金融商品に係るリスク管理体制

##### イ. 信用リスクの管理

当社グループは、営業債権について、経理規程に基づき、各担当部が顧客及び取引先との信用状況を定期的に把握し、期日及び残高を厳正に管理するとともに、財務状況の悪化等による回収懸念の早期把握を行うことにより、リスク軽減を図っております。

##### ロ. 市場リスクの管理

当社グループは、借入金利の変動リスクについて、定期的に市場金利の状況、金融情勢及び借入金残高を勘案することにより管理しております。

##### ハ. 資金調達に係る流動性リスクの管理

当社グループは、経理規程及び予算管理規程に基づき、適時に資金繰り計画を作成・更新するとともに、手許流動性の維持等により、流動性リスクを管理しております。

#### ④ 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価の算定には、変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

2023年12月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

	連結貸借対照表計上額 (千円)	時 価 (千円)	差 額 (千円)
長期借入金 (1年内返済予定の 長期借入金含む)	1,190,445	1,178,299	△12,145

(注) 現金及び預金、売掛金及び契約資産、未収入金、工事未払金、買掛金、短期借入金、未払法人税等については、現金であること及び短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似することから、記載を省略しております。

(3) 金融商品の時価の適切な区分ごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算出した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算出した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算出した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

①時価をもって連結貸借対照表計上額とする金融資産及び金融負債

該当事項はありません。



②時価をもって連結貸借対照表計上額としない金融資産及び金融負債

区 分	時価 (千円)			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
長期借入金 (1年内返済予定の 長期借入金含む)	-	1,178,299	-	1,178,299

(注) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

長期借入金 (1年内返済予定の長期借入金含む)

長期借入金の時価については、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映することから、時価は帳簿価額と近似しているものと考えられるため、当該帳簿価額によっており、レベル2の時価に分類しております。

固定金利によるものは、元利金の合計額を同様の借入において想定される利率で割引いて現在価値を算出しており、レベル2の時価に分類しております。

## 7. 収益認識に関する注記

(1) 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

(単位：千円)

	報告セグメント		合計
	介護事業	不動産事業	
一時点で認識する収益	3,729,544	248,678	3,978,223
一定期間にわたって認識する収益	-	275,202	275,202
顧客との契約から生じる収益	3,729,544	523,880	4,253,425
その他の収益	-	-	-
外部顧客への売上高	3,729,544	523,880	4,253,425

(2) 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報については、「1. 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等 (4) 会計方針に関する事項 ④ 収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

(3) 当連結会計年度及び翌連結会計年度以降の収益の金額を理解するための情報

①契約資産及び契約負債の残高等

(単位：千円)

	当連結会計年度
顧客との契約から生じた債権（期首残高）	314,682
顧客との契約から生じた債権（期末残高）	398,342
契約資産（期首残高）	—
契約資産（期末残高）	—
契約負債（期首残高）	124,974
契約負債（期末残高）	146,105

契約資産は、顧客との工事請負契約について期末日時点で完了しているが未請求の工事の完成・引渡に係る対価に対する連結子会社の権利に関するものであります。契約資産は、対価に対する連結子会社の権利が無条件になった時点で顧客との契約から生じた債権に振り替えられます。当該工事に関する対価は、工事契約の支払条項に従い請求・受領しております。

契約負債は、主に役務の提供を行ったときに収益を認識する顧客との契約について、支払条件に基づき顧客から受け取った前受額に関するものであります。契約負債は、収益の認識に伴い取り崩されます。

当連結会計年度に認識された収益の額のうち期首現在の契約負債残高に含まれていた額は、124,974千円であります。

②残存履行義務に配分した取引価格

当社グループでは、当初に予想される契約期間が1年を超える契約がないため、実務上の便法を適用し、残存履行義務に配分した取引価格に関する記載を省略しております。また、顧客との契約から生じる対価の中に、取引価格に含まれていない金額はありません。

8. 1株当たり情報に関する注記

- |                |         |
|----------------|---------|
| (1) 1株当たり純資産額  | 789円40銭 |
| (2) 1株当たり当期純利益 | 82円87銭  |

## 9. 重要な後発事象に関する注記

### (1) 多額な資金の借入

当社は、2024年2月14日開催の取締役会において、当社の連結子会社である株式会社北山住宅販売の自社物件（アンジェス八王子高尾）の建物建設等のため、株式会社北山住宅販売が以下の通り資金の借入を行うことを決議いたしました。

- ① 資金の用途 土地購入資金、建物建築資金及び設備購入資金
- ② 借入先 株式会社京都銀行
- ③ 借入金額 370百万円
- ④ 借入金利 変動金利
- ⑤ 借入実行日 2024年3月（初回借入予定）
- ⑥ 借入期間 25年6ヶ月
- ⑦ 担保の有無 土地・建物

## 株主資本等変動計算書

(2023年1月1日から  
2023年12月31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本								純資産 合 計
	資 本 金	資 本 剰 余 金		利 益 剰 余 金			自 己 株 式	株 主 資 本 合 計	
		資本準備金	資本剰余金 合 計	その他利益剰余金		利益剰余金 合 計			
				固 定 資 産 圧 縮 積 立 金	繰 越 利 益 剰 余 金				
当 期 首 残 高	374,200	276,000	276,000	9,366	243,681	253,047	△128	903,119	903,119
当 期 変 動 額									
新 株 の 発 行	3,978	3,978	3,978					7,956	7,956
固定資産圧縮積立金の取崩				△455	455	-		-	-
当 期 純 利 益					77,793	77,793		77,793	77,793
自己株式の取得							△27,694	△27,694	△27,694
当 期 変 動 額 合 計	3,978	3,978	3,978	△455	78,248	77,793	△27,694	58,054	58,054
当 期 末 残 高	378,178	279,978	279,978	8,910	321,930	330,841	△27,823	961,174	961,174

(注) 金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

## 個別注記表

### 1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

#### (1) 資産の評価基準及び評価方法

- ① 関係会社株式  
移動平均法による原価法を採用しております。
- ② その他有価証券  
市場価格のない株式等  
移動平均法による原価法を採用しております。

#### (2) 固定資産の減価償却の方法

##### ① 有形固定資産（リース資産を除く）

定率法を採用しております。

ただし、1998年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物の減価償却方法については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物	13～22年
構築物	10年
車両運搬具	2～6年
工具、器具及び備品	3～15年

##### ② 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づいております。

##### ③ 長期前払費用

均等償却によっております。

(3) 引当金の計上基準

① 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

② 賞与引当金

従業員の賞与の支給に備えるため、賞与支給見込額のうち当事業年度負担額を計上しております。

(4) 収益及び費用の計上基準

介護サービスの提供及びサービス付き高齢者向け住宅の運営等高齢者向けサービスの提供を行っております。サービス提供時点で履行義務が充足され、当該履行義務を充足した時点で収益を認識しております。

(5) その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項

消費税等の会計処理

控除対象外消費税等については、当事業年度の期間費用として処理しております。ただし、固定資産に係る控除対象外消費税等は投資その他の資産の「長期前払費用」に計上し定額法（5年）により償却を行っております。

## 2. 会計方針の変更に関する注記

(時価の算定に関する会計基準の適用指針の適用)

「時価の算定に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第31号 2021年6月17日。以下「時価算定会計基準適用指針」という。)を当事業年度の期首から適用し、時価算定会計基準適用指針第27-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準適用指針が定める新たな会計方針を将来にわたって適用することといたしました。これによる計算書類に与える影響はありません。

### 3. 会計上の見積りに関する注記

#### 繰延税金資産の回収可能性

(1) 当事業年度の計算書類に計上した金額

繰延税金資産 17,758千円

繰延税金負債との相殺前の金額は23,238千円であります。

(2) 計算書類利用者の理解に資するその他の情報

①算出方法

繰延税金資産は、「繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第26号）に定める企業の分類の判断及び将来減算一時差異等のスケジューリング等に基づき回収可能と判断される範囲内で計上しております。特に当事業年度末において、当社は近い将来に経営環境に著しい変化が見込まれないかどうかを事業計画に基づき判断しております。

②主要な仮定

主要な仮定の基礎は、取締役会で承認された事業計画としております。過去実績をもとに算出した各拠点の稼働率及び利用平均単価により算定された売上高を主要な仮定としております。

③翌事業年度の計算書類に与える影響

主要な仮定である各拠点の稼働率、平均単価には不確実性があるため、将来の経済状況の変動などにより、現時点の見積りから乖離した場合、翌事業年度における計算書類に重要な影響を与える可能性があります。

### 4. 貸借対照表に関する注記

(1) 担保に供している資産及び担保に係る債務

① 担保に供している資産

建物 101,037千円

② 担保に係る債務

長期借入金 151,592千円

（1年内返済予定の長期借入金を含む）

(2) 有形固定資産の減価償却累計額 71,078千円

(3) 関係会社に対する金銭債権（区分表示したものを除く）

短期金銭債権 289千円



## 5. 損益計算書に関する注記

関係会社との取引高

① 営業取引による取引高	
仕入高	71,705千円
販売費及び一般管理費	9,900千円
② 営業取引以外の取引高	3,540千円

## 6. 株主資本等変動計算書に関する注記

当事業年度の末日における自己株式の種類及び数

普通株式	23,456株
------	---------

## 7. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産

未払事業税	4,354千円
減価償却超過額	309千円
賞与引当金	14,686千円
資産除去債務	1,755千円
株式報酬費用	2,131千円
その他	275千円
繰延税金資産小計	23,514千円
評価性引当額	△275千円
繰延税金資産合計	23,238千円
繰延税金負債	
固定資産圧縮積立金	△3,917千円
資産除去債務に対応する資産	△1,563千円
繰延税金負債合計	△5,480千円
繰延税金資産の純額	17,758千円

## 8. リースにより使用する固定資産に関する注記

車両の一部については所有権移転外ファイナンス・リース契約により使用しております。

## 9. 関連当事者との取引に関する注記

子会社

種類	会社等の 名称	議決権等の 所有割合 (%)	関連当事者との関係	取引内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
子会社	株式会社 北山住宅販売	所有 直接 100.0%	不動産賃借 資金の貸付 員の兼任	事務所の賃借等 (注) 1. 4	76,405	前払費用	1,015
				業務委託料収入 (注) 2. 4	3,540	未収入金	289
				業務委託費 (注) 2. 4	1,800	未払費用	264
				設備管理業務委託 (注) 2. 4	3,400	-	-
				資金の貸付 (注) 3	200,000	関係会社短期 貸付金	200,000

取引条件及び取引条件の決定方針等

- (注) 1. 事務所の賃借料については、市場価格に基づき、交渉の上、決定しております。  
 2. 取引条件については、業務内容を勘案して、両者協議の上、決定しております。  
 3. 資金の貸付については、担保の受入は行っておりません。  
 4. 取引金額には消費税等を含めておりません。期末残高には消費税等を含めております。

## 10. 収益認識に関する注記

(顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報)

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報は、「1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記 (4) 収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

## 11. 1株当たり情報に関する注記

- (1) 1株当たり純資産額 636円69銭  
 (2) 1株当たり当期純利益 50円89銭